

## 国の「電気・ガス激変緩和対策事業」について

政府が2022年10月に発表した総合経済対策における、「家庭の電気代を約2割抑制するための補助事業」について実施概要および当社の対応について説明いたします。

### 記

#### ■実施期間

2023年1月ご使用分～2023年9月ご使用分

#### ■値引き単価

7円/kWh(低圧契約)

※9月ご使用分から 3.5円/kWh

#### ■対象プラン

ほっとでんき 「ほっと10」、「ほっと20」

※太陽光発電による自家消費された使用量については対象外となります

#### ■値引きの事例

<従来に従量料金>

$$120\text{kWh} \times (\text{電気料金単価}19.88\text{円} + \text{燃料費調整}5.13\text{円}) = \underline{3,001\text{円}}$$

<支援事業による値引き実施後の料金>

$$120\text{kWh} \times (\text{電気料金単価}19.88\text{円} + \text{燃料費調整}5.13\text{円})$$

$$- (120\text{kWh} \times \text{支援事業による値引}7\text{円}) = \underline{2,161\text{円}}$$

※2023年1月、東京エリア従量電灯B、系統使用電力量:120kWhの場合



## 電気需給約款別冊

[ほっとでんき]

[ひだまりでんき]

[まるまるでんき]

[COCORO POWER]

[ゴウダ電力ゼロ]

[じぶん電力]

2023年1月1日実施

TRENDE 株式会社

## 第1条（目的）

TRENDE 株式会社（以下「当社」といいます。）が策定する各電気需給約款（[ほっとでんき]、[ひだまりでんき]、[まるまるでんき]、[COCORO POWER]、[ゴウダ電力ゼロ] 及び [じぶん電力]（以下「各サービス」といいます。）の[系統電力供給]に係る電気需給約款及び電気料金プラン定義書（[じぶん電力]については電力需給約款）（以下、総称して「約款等」といいます。）の「2 約款等の変更」（各サービスのうち [じぶん電力] については「第35条（本約款の変更等）」）の規定に基づき、当社は資源エネルギー庁による「電気・ガス激変緩和対策事業」（以下「当該事業」といいます。）に対応するため、電気需給約款別冊（以下「本別冊」といいます。）を定め、約款等に本別冊を加えた供給条件に従い、お客さまに電気を供給するものとします。

## 第2条（適用）

### （1）用語等

本別冊にて定めのないものは、約款等の定めにしたがいます。

### （2）対象契約

当社と低圧の電力需給契約を締結し、系統からの電力購入を行う全てのお客さまが対象となります。

### （3）適用期間

2023年1月1日から2023年9月30日までの間といたします。なお、当該事業の実施期間（以下「当該事業期間」といいます。）の延長または短縮が行われた場合、当該延長又は短縮後の当該事業期間と同じ期間を、本別冊の適用期間といたします。

### （4）対象電力量

当該事業の要領（資源エネルギー庁が公表する「令和4年度電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金 申請手続（公募要領）」をいいます。）に従い、お客さまの使用する電力量のうち、系統使用電力量（[COCORO POWER]においては使用電力量をいい、[じぶん電力]においては不足量小売供給電力量をいい、以下同じとします。）が当該事業の対象電力量となります。

## 第3条（値引きの通知）

当該事業による値引きが実施されている間は、お客さまのページの料金に、値引きが行われている旨、および第4条に定める値引き単価を記載いたします。

## 第4条（料金の算定と支払い）

### （1）値引き単価

当該事業に従い、①第2条第3項に定める適用期間においては、系統使用電力量

1キロワット時あたり、税込み7円00銭を、②2023年9月1日以降については、系統使用電力量1キロワット時あたり、税込み3円50銭を、約款等に定める電力量料金に係る料金単価（各サービスのうち[まるまるでんき]及び[COCORO POWER]については定額料金及び超過電力量料金に係る各料金単価、[じぶん電力]については不足量小売供給電力量料金単価）といたします（以下、当該適用される単価を「値引き単価」といいます。）。

(2) 値引きの算定式

①約款等により算定された料金から、②系統使用電力量に前項の値引き単価を掛けた金額を引くものといたします。

また、値引きによりお客さまに請求する料金が1円以下の端数が生じた場合、端数は切捨てるものとします。

(3) 料金の請求と支払い

約款等の条件にしたがいます。

## 第5条（その他）

(1) 令和4年11月22日公布・11月23日施行の、「電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）の一部改正省令」にしたがい、書面の交付はいたしません。

(2) 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、本別冊は2023年1月1日より実施いたします。

以上